

○松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱

昭和54年8月11日

告示第136号

改正 昭和55年4月26日告示第67号

昭和55年6月14日告示第93号

昭和58年8月8日告示第144号

昭和59年9月28日告示第163号

昭和61年3月27日告示第42号

平成元年4月1日告示第84号

平成2年4月1日告示第100号

平成4年7月1日告示第192号

平成6年4月1日告示第84号

平成7年4月1日告示第143号

平成9年4月1日告示第111号

平成11年3月23日告示第74号

平成12年8月31日告示第319号

平成16年3月26日告示第65号

平成17年3月31日告示第153号

平成20年3月31日告示第169号

平成22年3月31日告示第160号

平成24年7月9日告示第399号

(目的)

第1条 この要綱は、歩行等困難な重度心身障害者（児）が電車、バス等の通常の交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成することにより、当該心身障害者（児）の社会活動の範囲を広めるとともに、その世帯の経済的負担の軽減をはかり、もって在宅重度心身障害者（児）の福祉の増進を図るため、必要な事項について定めることを目的とする。

(受給資格者)

第2条 助成を受けようとする者（以下「受給資格者」という。）は、市内に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録された者で、受給資格者に係る前年の所得税額が、21,000円以下の者で、次の第1号又は第2号

に該当する歩行困難な者とする。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）第162条に規定する自動車税及び同法第454条に規定する軽自動車税の減免を受けた者を除く。

(1) 知的障害者福祉法に基づく療育手帳制度の実施について（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する重度の障害を有する者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条第3項別表第5号に規定する下肢又は体幹機能障害、内部障害並びに視覚障害の1級及び2級に該当する者

（申請等）

第3条 受給資格者は、助成を受けようとするときは、松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成回数乗車券交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかにその審査を行い、可否を決定し、松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成回数乗車券交付可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成対象タクシー）

第4条 この要綱による助成は、前条第2項の規定により助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が市内に事業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業を営む法人又は個人で松本地区タクシー協議会集金組合に加入している者が運行の用に供しているタクシーを利用した場合に行うものとする。

（助成額及び助成限度）

第5条 助成額は利用1回につき700円とし、助成の対象となる利用回数は、年間24回とする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者のうち人工透析を導入している腎臓障害者（以下「特別受給者」という。）助成の対象となる利用回数は、年間48回とする。

（回数乗車券の交付）

第6条 市長は、受給者に対し、前条の規定による回数の範囲内において必要とする回数分の松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成回数乗車券（様式第4号。以下「乗車券」という。）を交付する。

2 乗車券の交付枚数は、交付決定をした日の属する月からその年度の3月までの月数に2

を乗じた数とする。ただし、受給者が当該年度において交付決定前に受給資格を有していたときは、受給資格を有するに至った月から当該年度の3月までの月数に2を乗じた数とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、特別受給者の乗車券の交付枚数は、交付決定をした日の属する月からその年度の3月までの月数に4を乗じた数とする。ただし、特別受給者が当該年度において交付決定前に特別受給者としての受給資格を有していたときは、受給資格を有するに至った月から当該年度の3月まで月数に4を乗じた数とする。

(利用方法)

第7条 受給者は、第4条に規定するタクシーを利用するときは、降車の際乗車券1枚を当該タクシーの運転者に手渡すとともに、利用料金から乗車券に表示してある助成額を控除した額を当該運転者に支払うものとする。

(保護者)

第8条 受給者が第3条に規定する申請及び乗車券の管理をすることができない事情があるときは、受給者を養護し生計を一にしている者（以下「保護者」という。）がかかわって当該申請及び乗車券の管理をすることができるものとする。

(資格喪失の届出)

第9条 受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、受給者又は保護者は、直ちに松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成回数乗車券交付資格喪失届（様式第3号）に不要となった乗車券を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 障害程度の変更により受給資格がなくなったとき。
- (3) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

(紛失、破損等の届出)

第10条 受給者又は保護者は、乗車券を紛失し、破損し、若しくは汚損し、又は乗車券を盗まれたときは、速やかに松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成回数乗車券紛失・破損等届（様式第5号）に、破損し、又は汚損した場合は、その乗車券を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったもののうち、破損又は汚損については事情を考慮し、やむを得ないものと認める者に乗車券を再交付することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 受給者は、乗車券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(乗車券の返還)

第12条 市長は受給者がこの要綱に違反したときその他不正に乗車券の交付を受けたときは、交付済の乗車券を返還させることができるものとする。

2 前項の場合において、受給者が既に使用した乗車券については、金銭により返還させることができるものとする。

(補則)

第13条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(梓川村の編入に伴う経過措置)

2 梓川区域に住所を有する者には、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、梓川村在宅障害者外出支援事業実施要綱(平成13年梓川村告示第17号)の例によるタクシー利用料金の助成を行うものとする。

附 則(昭和55年4月26日告示第67号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和55年6月14日告示第93号)

この告示は、告示の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年8月8日告示第144号)

改正 昭和59年9月28日告示第163号

この告示は、告示の日から施行し、この告示による改正後の松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則(昭和59年9月28日告示第163号)

(施行期日)

1 この告示は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の第5条及び第7条の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示施行の際に、改正前の松本市重度身体障害者(児)タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定により支払われた助成金は、改正後の要綱により支払われる助成金の内払

いとみなす。

附 則（昭和61年3月27日告示第42号）

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日告示第84号）

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日告示第100号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月1日告示第192号）

（施行期日）

1 この告示は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱第5条及び第7条の規定は、平成4年4月1日以降の乗車に係るものから適用し、平成4年3月31日以前の乗車に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日告示第84号）

（施行期日）

1 この告示は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱第5条及び第7条の規定は、平成6年4月1日以後の乗車に係るものから適用し、平成6年3月31日以前の乗車に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年4月1日告示第143号）

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日告示第111号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日告示第74号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月31日告示第319号）

この告示は、平成12年9月1日から施行し、この告示による改正後の松本市重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定は、平成12年7月1日から適用する。

附 則（平成16年3月26日告示第65号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業実施要綱による様式は、当分の間この告示による改正後の松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成17年3月31日告示第153号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日告示第169号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定中額の変更に係る部分は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第5条の規定は、平成20年4月1日以後の乗車に係るものから適用し、平成20年3月31日以前の乗車に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日告示第160号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月9日告示第399号) 抄


(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

松本市重度心身障害者(児)タクシー 利用料金助成回数乗車券交付申請書										
年 月 日										
(あて先)松本市										
住所 松本市 申請者 氏名										
㊟										
次のとおり申請します。										
受給資格者	住所						電話			
	氏名			生年月日			年	月	日	
保護者	住所						電話			
	氏名			生年月日			年	月	日	
身体障害者 手帳番号 (交付年月日)	第 号		県	等級	1級	障害 の部 位	1 下肢機能障害			
	(交付 年 月 日)			2級			2 体幹機能障害			
							3 内部障害			
							4 視覚障害			
							5 じん臓機能障害			
							6 呼吸器機能障害			
障害名										
療育手帳番号 (交付年月日)	第 号		県	障害の程度		A1 ・ A2				
	(交付 年 月 日)									
経済的要件	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	所得税年額		円		
	A	B	C1	C2				D階層		
その他										
決	上記について、次のとおり決定してよろしいで しょうか。 1 交付する。 2 交付しない。					起案月日	・ ・			
						決裁月日	・ ・			
裁	地区担当者	係	福祉司	係長	所長	施行月日	・ ・			
						決定No.				


様式第2号(第3条関係)

<p>松本市重度心身障害者(児)タクシー利用 料金助成回数乗車券交付可否決定通知書</p> <p style="text-align: right;">H 120 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">松本市長 </p> <p>年 月 日申請のあつた松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成回数乗車券交付について可・否を決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
交 付 品 目	松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成回数乗車券 回分
交 付 期 日	年 月 日
交 付 場 所	松本市役所内福祉事務所(印鑑持参のこと)
注 意 事 項	<p>1 回数乗車券は、使用目的外には使用できません。</p> <p>2 受給者又は保護者は、次の各号のいずれかに該当したときは、別に定める様式により市長に届出なければなりません。</p> <p>(1) 死亡したとき。</p> <p>(2) 障害程度の変更により受給資格がなくなつたとき。</p> <p>(3) 本市に住所を有しなくなつたとき。</p> <p>(4) 回数乗車券を紛失、盗難、破損、汚損したとき。</p> <p>(5) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>3 回数乗車券を譲渡し、担保にし、その他不正な手段等により使用した場合は、全部又は一部を返還させることがあります。</p>
否 の 理 由	

様式第3号(第9条関係)

松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成回数乗車券交付資格喪失届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div> (あて先)松本市長 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">住所 松本市</div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">届出者</div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;">氏名 ㊟</div> 次のとおり喪失したので届けます。										
受給者	住所									
	氏名									
保護者	住所									
	氏名									
資格喪失年	月	日	年 月 日							
資格喪失理由	1 死亡した。 2 障害程度の変更等により受給資格がなくなった。 3 本市に住所を有しなくなった。 4 ()									
回数乗車券交付数	回分	回数乗車券使用数	回分	回数乗車券返納数	回分					
決裁	上記について適当と認め処理してよろしいでしょうか。					受付月日	・	・		
						地区担当者	係	福祉司	係長	所長
	決裁月日	・	・							

様式第4号(第6条関係)

				No.	_____	
	松本市重度心身障害者(児)タクシー利用料金助成回数乗車券					
乗車1回につき			円			
乗車年月日	年	月	日			
乗車区間		～				
有効期限	年	月	日～	年	月	日
				松本市長		

様式第5号(第10条関係)

松本市重度心身障害者(児)タクシー 利用料金回数乗車券紛失・破損等届						
					年 月 日	
(あて先)松本市長						
住 所 届出者 氏 名					㊟	
次のとおり紛失・盗難・破損・汚損したので届けます。						
受 給 者	住 所					
	氏 名			電 話		
保 護 者	住 所					
	氏 名			電 話		
紛失・破損等 年 月 日		年 月 日		紛失・破損等 場 所		
事 由	1 紛失	枚		3 破損	枚	
	2 盗難	枚		4 汚損	枚	
回数乗車券再交付決定伺						
決 裁	1 再交付する。 2 再交付しない。 理由				再交付枚数	枚
	地区担当者	係	福祉司	係長	所長	起案月日 ・ ・
施行年月日 ・ ・						

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第10条関係)